

BankPay 加盟店規約

(改定 2020 年 2 月 5 日)

第 1 条 (Bank Pay 加盟店等)

1. Bank Pay 加盟店 (以下「BP 加盟店」といいます。)とは、Bank Pay 直接加盟店、Bank Pay 金融機関加盟店、Bank Pay 間接加盟店、Bank Pay 代表間接加盟店、Bank Pay 任意組合および Bank Pay 組合事業加盟店 (以下、それぞれ、「BP 直接加盟店」、「BP 金融機関加盟店」、「BP 間接加盟店」、「BP 代表間接加盟店」、「BP 任意組合」および「BP 組合事業加盟店」といいます。)をいいます。
2. BP 直接加盟店とは、本規約を承認のうえ、日本電子決済推進機構 (以下「機構」といいます。)において BP 加盟店として登録され、第 5 条第 1 項に定める Bank Pay 加盟店契約を締結した法人または個人をいいます。
3. BP 金融機関加盟店とは、本規約を承認のうえ、機構において BP 加盟店として登録された金融機関をいいます。なお、BP 金融機関加盟店は、本条第 10 項に定める Bank Pay 発行銀行の定める Bank Pay 取引規定においては「BP 直接加盟店」に含まれるものとしませんが、本規約第 5 条第 1 項に定める Bank Pay 加盟店契約は締結しないものとしします。
4. BP 間接加盟店とは、本規約を承認のうえ、BP 直接加盟店と第 5 条第 2 項に定める Bank Pay 間接加盟店契約を締結した法人または個人をいいます。
5. BP 代表間接加盟店とは、本規約を承認のうえ、自らと契約上、資本金または社会上の関連性が存在するものとして機構が認める関係のある BP 間接加盟店のために、BP 直接加盟店と第 5 条第 2 項に定める Bank Pay 間接加盟店契約を締結した者をいいます。
6. BP 任意組合とは、民法上の組合であり、本規約を承認のうえ、機構において

BP 加盟店登録され、第 5 条第 1 項に定める Bank Pay 加盟店契約を当該組合の代表者を通じて締結したものをいいます。

7. BP 組合事業加盟店とは、任意組合の組合員であり、本規約を承認した法人または個人をいいます。
8. Bank Pay 加盟店銀行（以下「BP 加盟店銀行」といいます。）とは、第 5 条第 1 項に定める Bank Pay 加盟店契約を、BP 直接加盟店との間で締結した金融機関をいいます。
9. BP 加盟店銀行の傘下にある BP 加盟店とは、次のものをいいます。
 - (1) 当該 BP 加盟店銀行との間で第 5 条第 1 項に定める Bank Pay 加盟店契約を締結した BP 直接加盟店
 - (2) 前号の直接加盟店との間で第 5 条第 2 項に定める Bank Pay 間接加盟店契約を締結した BP 代表間接加盟店および BP 間接加盟店
 - (3) 当該 BP 加盟店銀行との間で第 5 条第 1 項に定める Bank Pay 加盟店契約を締結した BP 任意組合および当該 BP 任意組合と第 5 条第 4 項に定める BP 組合契約を締結した組合員
10. Bank Pay 発行銀行（以下「BP 発行銀行」といいます。）とは、次条第 1 項で定義される登録預貯金口座が開設されている金融機関をいいます。
11. 機構所定の Bank Pay 加盟店規約とは本規約を指すものとします。

第 2 条（BP 加盟店の一般的義務）

1. BP 加盟店は、顧客が、商品の販売または役務の提供等（以下「売買取引」といいます。）について顧客が負担する債務（以下「売買取引債務」といいます。）を顧客の預貯金口座からの預貯金の引落し等によって支払う旨の契約（以下「Bank Pay 取引契約」といいます。）の申込を、預貯金口座が登録されている Bank Pay 決済アプリ（Bank Pay 取引契約の締結に係る機能が付与されている機構所定のアプリをいい、以下「利用者アプリ」といいます。）または Bank Pay 取引サイト

(Bank Pay 取引契約の締結に係る機構所定の機能が付与されている BP 加盟店所定のウェブサイトを行います。以下「BP 取引サイト」といい、利用者アプリと併せて「利用者アプリ等」といいます。また、利用者アプリ等に登録された預貯金口座を「登録預貯金口座」といいます。) を用いて行うときは、本規約に従い当該顧客と Bank Pay 取引契約を締結するものとします。但し、当該 BP 加盟店が、当該登録預貯金口座に係る BP 発行銀行との間で Bank Pay 取引契約の取扱いに係る機構所定の合意をした加盟店銀行の傘下にある BP 加盟店である場合に限りです。

2. Bank Pay 取引契約は、口座引落確認を表す電文(以下「確認電文」といいます。)が、BP 加盟店に設置された機構所定の端末機(以下「加盟店端末機」といい、第7項に定める店舗アプリがインストールされている、BP 加盟店の使用に係るスマートフォン等の端末機を含みます。)への通知その他の機構所定の方法で通知されないことを解除条件として、顧客によりパスワード等(顧客が利用者アプリにおいて設定した、Bank Pay 取引契約を締結する際の本人認証のために使用する文字列その他の機構所定の情報をいいます。)の入力その他の利用者アプリ等所定の方法による認証が行われ、かつ、機構所定の方法により Bank Pay 取引契約の締結の申込の実行がなされた時に成立するものとします。
3. 前項にかかわらず、利用者アプリ等において、顧客が BP 加盟店に対して継続的に負担する売買取引債務を登録預貯金口座からの預金の引落しによって支払うことを約したときは、売買取引債務の支払時期が到来する都度 BP 加盟店より伝送される請求データに基づく登録預貯金口座からの引落しが行われた時に、Bank Pay 取引契約が成立するものとみなします。
4. BP 加盟店は、加盟店端末機が備え置かれている店舗内外の見やすい所に、機構所定の BP 加盟店標識を掲示するものとします。ただし、当該 BP 加盟店において、Bank Pay 取引契約の取扱いを、機構及び BP 発行銀行以外の特定の者が提供する利用者アプリに限定している場合においては、BP 加盟店標識を掲示して

はならないものとしします。

5. BP 加盟店に設置される加盟店端末機、QR コード等（BP 加盟店または顧客の特定に必要な情報その他 Bank Pay 取引契約の締結のために必要となる情報を記録した QR コード、バーコードその他の符号をいいます。以下同じとしします。）を印字した機構所定のステッカー等（以下、単に「ステッカー」といいます。）は、機構所定の安全基準を満たすものを使用するものとし、各加盟店の費用と責任において備え置くものとしします。
6. BP 加盟店は、第 5 条第 2 項に定める BP 加盟店銀行、同項に定める BP 間接加盟店契約を締結した BP 直接加盟店または同条第 3 項に定める取決めをした BP 任意組合より、当該加盟店の事業形態、Bank Pay 取引契約の利用形態、および過去の決済に関する事故等に照らして、より強度なセキュリティー体制が必要と認められ、Bank Pay 取引契約に係るセキュリティーにつき指導・監督を受けた場合には、これに従うものとしします。
7. BP 加盟店は、店舗アプリ（加盟店が機構所定のスマートフォン等の端末機において使用する、Bank Pay 取引契約の締結に係る機能が付与されている機構所定のアプリをいいます。以下同じとしします。）加盟店端末機、ステッカーまたは Bank Pay 取引契約に係るシステムに関して知り得た技術上その他の機密を第三者に漏洩または開示してはならないものとしします。
8. BP 加盟店は、全 BP 加盟店の Bank Pay 取引契約に係る取扱利用実績および業種別・地域別内訳を機構が公表することがあることを承諾するものとしします。但し、個々の BP 加盟店の取扱利用実績を機構が公表することはないものとしします。
9. BP 加盟店または加盟店端末機の所有者は、加盟店端末機および店舗アプリの使用に関し、次の事項を遵守するものとしします。
 - (1) 加盟店端末機を適切かつ安全に管理すること
 - (2) 加盟店端末機を譲渡、貸与等して第三者の使用に供さないこと
 - (3) 加盟店端末機を紛失（盗難に遭った場合を含み、以下同じとしします。）した

場合に、直ちに店舗アプリの提供者に機構所定の事項を届け出るとともに、加盟店端末機の利用停止その他の加盟店端末機的不正使用を防止するための措置を講ずること

- (4) 加盟店端末機および店舗アプリの不正な利用もしくは取扱いをしないこと
- (5) 店舗アプリについて、不当に複製、変造、改造等をしないこと
- (6) Bank Pay 取引契約の取扱いを将来に亘り行わないこととなり、または行うことができない状況となった場合に、機構所定の方法により加盟店端末機から店舗アプリをアンインストールする等して、加盟店端末機の Bank Pay 取引契約の取扱いに必要な機能を削除すること

10. ステッカーの発行を受けている BP 加盟店は、ステッカーの使用に関し、次の事項を遵守するものとします。

- (1) ステッカーを適切かつ安全に管理するとともに、定期的または必要に応じて随時、ステッカーの同一性および状態を確認すること
- (2) ステッカーを譲渡、貸与等して第三者の使用に供さないこと
- (3) ステッカーを紛失した場合に、直ちに機構所定のステッカーの発行者に機構所定の事項を届け出るとともに、紛失したステッカーの利用停止その他のステッカーの不正使用を防止するための措置を講じること
- (4) ステッカーの不正な利用もしくは取扱いをしないこと
- (5) ステッカーの複製、変造、改造等をしないこと
- (6) ステッカーを将来にわたり使用しないこととなり、または利用できない状況となった場合 (Bank Pay 取引契約の取扱いを将来に亘り行わないこととなり、または行うことができない状況となった場合を含みます。) には、これを復元不能な方法により廃棄すること

11. BP 加盟店は、利用者アプリ等を通じて Bank Pay 取引契約を取り扱う場合には、次の事項を遵守するものとします。

- (1) 利用者アプリ等を使用した不正な取扱いをしないこと

- (2) Bank Pay 取引契約の取扱いを将来に亘り行わないこととなり、または行うことができない状況となった場合には、当該利用者アプリ等所定の方法により、利用者アプリ等から当該 BP 加盟店による Bank Pay 取引契約の取扱いに係る機能を削除するための手続をとること
12. BP 加盟店は、顧客に現金を取得させることを目的として Bank Pay 取引契約を行うことはできないものとします。
13. BP 加盟店になろうとする者は、BP 加盟店となるに際し、自身が現在暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
- (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- (5) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
14. BP 加盟店になろうとする者は、BP 加盟店となるに際し、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約するものとします。
- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて機構の信用を毀損し、または機構の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
15. BP 加盟店は、暴力団員等もしくは第 13 項各号のいずれかに該当し、または前項各号のいずれかに該当する行為をしてはならないものとします。
16. BP 加盟店は、Bank Pay 取引契約を、不正な資金洗浄、テロ資金供与その他法令で禁止される不正な取引等に利用してはなりません。
17. BP 加盟店は、BP 加盟店銀行に対して、BP 加盟店銀行が求める BP 加盟店の情報を提供するものとします。この場合、BP 加盟店は、真実かつ正確な情報を提供しなければならないものとします。
18. BP 加盟店は、BP 加盟店銀行が、前項の情報を含む BP 加盟店の情報を機構および BP 発行銀行に対して提供することに同意し、また、自らの BP 間接加盟店、BP 代表間接加盟店または BP 組合事業加盟店（以下「BP 間接加盟店等」といいます。）から同意を取得するものとします。
19. BP 加盟店は、BP 加盟店銀行からの求めに応じて、BP 加盟店銀行が指定する Bank Pay 取引契約に関連する事項を自らまたは機構もしくは BP 加盟店銀行を通じて BP 発行銀行に報告するものとします。
20. BP 加盟店は、名目の如何を問わず、顧客に対して Bank Pay 取引契約を締結するための手数料、費用、報酬その他の負担を賦課または請求してはならないものとします。
21. BP 加盟店は、店舗アプリを利用する場合には、当該店舗アプリの利用規約を遵守するものとします。
22. BP 加盟店は、顧客との Bank Pay 取引契約の締結に際して顧客が利用した利用者アプリ等を通じて、当該 Bank Pay 取引契約における BP 加盟店に係る情報（BP 加盟店の名称、BP 加盟店の属性情報、売買取引の目的物、取引金額、取引

日時に関する情報を含みます。)が当該利用者アプリ等の提供者によって取得され、これらが当該利用者アプリ等の提供者、BP 発行銀行、BP 加盟店銀行、BP 加盟店、機構において、法令の範囲内で次の目的で利用される場合があることに、あらかじめ同意するものとします。

当該利用者アプリ等の維持・改善を目的とする当該利用者アプリの利用状況の分析

顧客もしくは BP 加盟店向けのマーケティングまたは顧客に対する商品・サービスの提供を目的とした Bank Pay 取引の利用状況の分析

23. BP 加盟店は、停電、通信障害、システム障害、システム保守等の事由により、Bank Pay 取引契約の取扱いを行うことができない場合があること、及びこれらの事由に起因する損害について、機構その他の第三者が一切の責任を負わないことを了承するものとします。

第3条 (BP 加盟店の Bank Pay 取引契約時の義務)

1. BP 加盟店は、顧客が Bank Pay 取引契約の申込をしようとする場合、次の各号のいずれかの方法により、これを受け付けるものとします。
 - (1) 顧客をして利用者端末機(利用者アプリがインストールされている、顧客の使用に係るスマートフォン等の端末機をいいます。以下同じとします。)に表示された QR コード等を提示させ、これを BP 加盟店が加盟店端末機で読み取る方法
 - (2) 顧客をして加盟店端末機に表示された QR コード等を、利用者端末機で読み取らせる方法
 - (3) 顧客をして BP 加盟店に設置されたステッカーに印字された QR コード等を、利用者端末機で読み取らせ、必要に応じて売買取引債務の金額を利用者端末機に入力させる方法
 - (4) その他利用者アプリ等において所定の操作をさせる方法

2. BP 加盟店は、前項第 1 号または第 2 号の方法により Bank Pay 取引契約を受け付けた場合には、加盟店端末機または利用者端末機に表示された売買取引債務の金額を顧客に確認させるとともに、顧客をして利用者端末機にパスワード等の入力等をさせるものとします。
3. BP 加盟店は、第 1 項第 3 号の方法により Bank Pay 取引契約を受け付けた場合には、売買取引の当事者および売買取引債務の金額が正しいことを自ら確認するとともに、顧客をして利用者端末機にパスワード等を入力等させるものとします。
4. 前二項の規定にかかわらず、売買取引債務の金額が、BP 発行銀行所定の金額および顧客が利用者アプリで設定した金額のいずれをも下回る場合には、パスワード等の入力等は不要とします。
5. 前三項の規定にかかわらず、BP 加盟店は、顧客から、提携利用者アプリ（機構又は BP 発行銀行以外の者が提供する利用者アプリをいいます。以下同じとします。）を利用した Bank Pay 取引契約の申込を受け付けた場合であって、当該提携利用者アプリに対応する店舗アプリの利用規約または当該店舗アプリの提供者が定めるガイドラインにおいて異なる確認方法等が定められている場合には、当該店舗アプリの利用規約または当該ガイドラインの定めるところに従うものとします。
6. BP 加盟店は、第 1 項第 4 号の方法により Bank Pay 取引契約を受け付けた場合には、顧客をして当該利用者アプリ等所定の方法で取引内容（売買取引債務の金額その他の売買取引に係る事項をいいます。）を確認させるとともに、当該顧客本人による Bank Pay 取引契約の締結の申込であることを、当該利用者アプリ等所定の方法で確認するものとします。この場合、顧客本人以外の者が不正に Bank Pay 取引を利用することのないように、合理的かつ必要な措置を講じるものとします。
7. BP 加盟店は、第 1 項各号の方法により Bank Pay 取引契約を受け付けた場合は、

加盟店端末機の確認その他の機構所定の方法により、確認電文が通知されることを必ず確認することとし、確認電文が加盟店端末機への通知その他の機構所定の方法で通知されたときは、売買取引債務の弁済がなされたものとして取り扱うものとしします。

9. BP 加盟店が、第 1 項第 3 号の方法により Bank Pay 取引契約を受け付けた場合には、他の BP 加盟店のステッカーに表示された QR コード等が使用されたとしても、前項に基づき売買取引債務の弁済がなされたものとして取り扱うものとしします。この場合、当該 BP 加盟店は、BP 加盟店銀行、BP 直接加盟店、BP 代表間接加盟店、BP 任意組合、BP 発行銀行および顧客に対して、売買取引債務に相当する金員の支払いを請求することはできないものとしします。

第 4 条（取扱金額）

1. BP 加盟店は、1 回あたりの Bank Pay 取引契約による売買取引債務の最高または最低限度額を定めることはできないものとしします。但し、BP 加盟店銀行の事前の書面による承諾を得た場合は、この限りではありません。
2. 顧客の Bank Pay 取引契約による売買取引債務の金額が、BP 発行銀行の定める金額を超えるときは、Bank Pay 取引契約に係る口座引落確認はなされないものとしします。

第 5 条（Bank Pay 加盟店契約等）

1. Bank Pay 加盟店契約（以下「BP 加盟店契約」といいます。）とは、顧客の Bank Pay 取引契約に関し、機構において BP 加盟店登録をされた者を一方当事者とし機構の会員である一または複数の金融機関を他方当事者として、売買取引に基づく顧客に対する債権（以下「売買取引債権」といいます。）の移転等を目的として締結される契約をいうものとしします。
2. BP 直接加盟店は、次の各号の場合には、他の複数の法人または個人（日本国

内において売買取引を行う者に限るものとします。)との間で、当該法人または個人の顧客の Bank Pay 取引契約に関する売買取引債権の譲受け等を目的とした契約を、BP 加盟店契約の他方当事者である金融機関(以下「BP 加盟店銀行」といいます。)所定の方式により締結することができます(当該契約を「BP 間接加盟店契約」といいます。)

(1) 当該 BP 直接加盟店が情報処理センター規程に定める決済情報処理センターまたは通信決済情報処理センターである場合

(2) 当該 BP 直接加盟店と当該法人または個人との間に契約上、資本上または社会上の関連性が存在するものとして機構が認める関係がある場合

3. BP 間接加盟店は、自ら、または自らと契約上、資本上もしくは社会上の関連性が存在するものとして機構が認める関係のある BP 代表間接加盟店を通じて、BP 直接加盟店と BP 間接加盟店契約を締結することができます。BP 間接加盟店は、他の法人または個人との間で BP 間接加盟店契約を締結できないものとします。

4. BP 任意組合はその組合員との間の組合契約において、当該組合員(日本国内において売買取引を行う者に限るものとします。)の顧客の Bank Pay 取引契約に関する売買取引債権の譲受け等を目的とする取決め(当該取決めを含む組合契約を以下「BP 組合契約」といいます。)を、BP 加盟店銀行所定の方式により締結するものとします。

第6条(本規約遵守義務)

BP 加盟店は本規約および機構が定める規則・ガイドライン等(以下、総称して「本規約等」といいます。)を遵守するものとし、BP 直接加盟店はその BP 間接加盟店および BP 代表間接加盟店に対し、BP 代表間接加盟店はその BP 間接加盟店に対し、BP 任意組合の代表者はその BP 組合事業加盟店に対し、それぞれ本規約等を周知徹底しこれを遵守させるものとします。

第7条（Bank Pay 加盟店口座の開設または指定）

BP 直接加盟店または BP 任意組合の代表者は、BP 加盟店契約締結の際、Bank Pay 取引契約に伴う決済のため、BP 加盟店銀行に BP 直接加盟店または BP 任意組合名義の口座を開設しまたは BP 加盟店銀行にある同名義の口座を指定するものとし、（かかる口座を以下「BP 加盟店口座」といいます。）

第8条（債権譲渡）

1. BP 直接加盟店または BP 任意組合は、BP 加盟店契約の定めるところに従い、加盟店端末機への通知その他の機構所定の方法で確認電文が通知されないことを解除条件として、売買取引債権を BP 加盟店銀行に対し指名債権譲渡の方式により売却するものとします。なお、第2条第3項の規定が適用される場合においては、登録預貯金口座からの引落しの都度、売買取引債権を BP 加盟店銀行に対し指名債権譲渡の方式により売却するものとします。
2. BP 間接加盟店または BP 組合事業加盟店は、BP 間接加盟店契約もしくは BP 代表間接加盟店との間の取決めまたは BP 組合契約の定めるところに従い、加盟店端末機への通知その他の機構所定の方法で確認電文が通知されないことを解除条件として、売買取引債権を BP 直接加盟店もしくは BP 代表間接加盟店または BP 任意組合に対し指名債権譲渡の方式により売却するものとします。なお、第2条第3項の規定が適用される場合においては、登録預貯金口座からの引落しの都度、売買取引債権を BP 直接加盟店もしくは BP 代表間接加盟店または BP 任意組合に対し指名債権譲渡の方式により売却するものとします。
3. BP 代表間接加盟店は、前項に基づき BP 間接加盟店から売買取引債権を譲り受けた場合は、BP 直接加盟店との間の契約（以下、BP 間接加盟店契約と併せて「BP 間接加盟店契約等」といいます。）の定めるところに従い、BP 間接加盟店の加盟店端末機への通知その他の機構所定の方法で確認電文が表示されないことを解除条件として、当該売買取引債権を、BP 直接加盟店に対し指名債権譲渡

の方式により売却するものとします。なお、第2条第3項の規定が適用される場合においては、登録預貯金口座からの引落しの都度、売買取引債権をBP直接加盟店に対し指名債権譲渡の方式により売却するものとします。

4. 第2項または第3項の規定に基づき売買取引債権を譲り受ける者は、BP加盟店銀行に対し、顧客が当該売買取引債権に係る一切の抗弁を放棄する旨の意思表示の受領を委託するものとし、BP加盟店銀行は、当該意思表示の受領をBP発行銀行に再委託するものとします。
5. BP加盟店またはBP任意組合が第1項の規定により売買取引債権をBP加盟店銀行に売却する場合（第2項または第3項の規定により売買取引債権を譲り受けたBP直接加盟店またはBP任意組合が、当該売買取引債権をBP加盟店銀行に売却する場合を含みます。）、当該売買取引債権を譲り受けるBP加盟店銀行は、当該売買取引債権に係る顧客の抗弁を放棄する旨の意思表示の受領を、BP発行銀行に委託するものとします。

第9条（手数料および実費）

BP直接加盟店またはBP任意組合がBP加盟店銀行に支払うべきBP加盟店手数料の支払は、次のとおりとします。

(1) 直接加盟店方式および間接加盟店方式

BP直接加盟店は、各々のBank Pay加盟店契約の定めに従い、個々のBP加盟店銀行が定めるBP加盟店手数料をBP加盟店銀行に支払うものとします。

(2) 組合事業加盟店方式

BP任意組合の代表者はBP任意組合を代表して、各々のBank Pay加盟店契約の定めに従い、個々のBP加盟店銀行が定めるBP加盟店手数料をBP加盟店銀行に支払うものとします。

第 10 条（債権売買代金の入金）

BP 加盟店が第 8 条の定めに従って行った売買取引債権の売却に伴う代金の決済は、次のとおりとします。

(1) Bank Pay 加盟店契約所定の日に、売買取引債権の額面額から前条および Bank Pay 加盟店契約所定の金員を控除した金員が BP 加盟店口座に入金されます。

(2) 間接加盟店方式または組合事業加盟店方式の場合、BP 直接加盟店または BP 任意組合は、前号に従い BP 加盟店口座に入金された金員の中から Bank Pay 間接加盟店契約または BP 組合契約の定める金員を、その BP 間接加盟店またはその BP 組合事業加盟店に支払うものとします。

(3) BP 代表間接加盟店は、前号に基づき金員を受領した場合は、当該受領した金員の中からその BP 間接加盟店との間の取決めで定める金員を、その BP 間接加盟店に支払うものとします。

第 11 条（加盟店登録料等）

1. BP 直接加盟店および BP 金融機関加盟店は、機構の理事会が別に定める加盟店登録料を、年 1 回機構に支払うものとします。
2. 組合事業加盟店方式の場合の BP 任意組合の代表者は、BP 任意組合を代表して、機構の理事会が別に定める加盟店登録料を、年 1 回機構に支払うものとします。

第 12 条（地位譲渡禁止等）

1. BP 加盟店は、本規約上の地位を第三者に譲渡できないものとします。
2. BP 加盟店は、本規約に定めるほか、売買取引債権およびその債権譲渡に係る対価支払請求権を第三者に譲渡、質入等することはできないものとし、またこれらの権利を第三者に譲渡、質入等していないことを保証するものとします。
3. BP 加盟店は、店舗アプリ、ステッカーを、本規約に定める用途以外の目的のため

めに使用または解析等をしてはならず、また第三者に使用等させてはならないものとしします。

第 13 条（BP 加盟店の取引拒絶）

1. BP 加盟店は、次の各号に定める場合には、Bank Pay 取引契約の締結をしてはならないものとしします。

- (1) 顧客がパスワード等を BP 発行銀行所定の回数を超えて間違えて入力した場合
- (2) 顧客が明らかに偽造、変造または模造と判断される QR コード等を提示した場合
- (3) 顧客が登録預貯金口座の名義人以外の者または不審者と判断される場合
- (4) 第 4 条第 2 項に定める場合
- (5) 顧客が第 2 条第 1 項にいう Bank Pay 取引契約の締結に係る機能を付与されている利用者アプリを利用者端末機で表示していない場合（BP 発行銀行が定めるところにより、Bank Pay 取引契約の締結に係る機能が制限されている場合を含みます。）
- (6) 顧客が預貯金の払戻しによる現金の取得を目的として Bank Pay 取引契約の申込をした場合
- (7) 停電、通信障害、システム保守等の理由により、Bank Pay 取引契約の取扱いを行うことができない場合
- (8) 第 2 条第 1 項但書の規定により、当該 BP 加盟店において Bank Pay 取引契約の締結に用いることのできない登録預貯金口座による Bank Pay 取引契約の申込を受けた場合
- (9) 日本国外において Bank Pay 取引契約の締結の申込を受けた場合

2. BP 加盟店は、次に定める場合には、自らの判断により、Bank Pay 取引契約の締結を拒絶することができます。

- (1) 第4条第1項但書の場合
 - (2) BP 加盟店の都合により、その売買取引が Bank Pay 取引契約の対象外とされている場合
3. BP 加盟店は、第1項各号の場合において故意または重大な過失により取引拒絶を怠ったときは、これにより登録預貯金口座の名義人、BP 発行銀行または BP 加盟店銀行等に生じた損害を、利用者アプリの不正利用者等と連帯して負担するものとしします。

第14条（Bank Pay 取引契約解消の場合の対応）

1. Bank Pay 取引契約が解除（合意解除を含みます。）または取消し等により適法に解消された場合（以下「解消」といいます。売買取引の解消と併せて Bank Pay 取引契約が解消された場合を含みます。）BP 加盟店はその責任において次の対応をとることができるものとしします。
 - (1) 取引当日に解消の申出がなされ BP 加盟店がその申出に応じた場合
 - (イ) BP 加盟店は、機構所定の方法で、BP 発行銀行に対し預貯金の引き落としの取消しの電文（以下「取消電文」といいます。）を送信するものとしします。
 - (ロ) システム上取消電文を送信することが不可能な場合または当該登録預貯金口座の BP 発行銀行が定める Bank Pay 取引規定による預貯金の復元が取引当日中になされない場合、BP 加盟店は本項第2号と同様の措置をとるものとしします。
 - (2) 取引翌日以後に解消の申出がなされ BP 加盟店がその申出に応じた場合
BP 加盟店は、顧客に対して売買取引債務相当額の支払義務を負い、当該顧客に現金等にてこれを支払うものとしします。この場合、BP 加盟店は、BP 加盟店手数料の支払義務を免れません。
2. 前項第1号(イ)の措置により預貯金の復元がなされた場合、BP 加盟店が有する

売買取引債権譲渡の対価支払請求権は消滅するものとします。

3. 適法かつ正当な解消依頼であることの確認は、利用者アプリまたは店舗アプリで表示される取引履歴等の徴求および照合等の機構所定の方法により、BP 加盟店が自らの責任において行うものとします。
4. 顧客または BP 加盟店より取消電文が送信されたときは、BP 加盟店は送信権限の瑕疵を主張できないものとします。

第 15 条（加盟店管理システム）

1. BP 加盟店（Bank Pay 取引に際して、機構が提供する店舗アプリまたは機構から交付を受けたステッカーを使用する者に限ります。以下本条において同じとします。）は、ウェブブラウザにおいて、加盟店管理システム（BP 加盟店が Bank Pay 取引の取扱い状況等その他の情報を閲覧し、または所定の事項の管理を行うために機構が提供するウェブサイトを行います。以下同じとします。）にアクセスすることができます。
2. BP 加盟店は、加盟店管理システムにログインする場合には、機構所定のメールアドレスおよびログインパスワードを入力するものとします。
3. BP 加盟店は、前項のログインパスワードを第三者に知られないように厳重に管理するとともに、加盟店管理システムにアクセスすることのできる者を適切に管理するものとします。
4. 加盟店管理システムにおいて保存されている情報については、一定期間経過後に消去されるものがあります。BP 加盟店は、加盟店管理システムに保存されている情報で必要と判断するものについては、自己の責任においてバックアップを作成する等、適切な処置を講じるものとします。
5. 加盟店管理システムに関して生じた次の事項によって、BP 加盟店に損害が生じたとしても、それについて機構は一切の責任を負わないものとします。

加盟店管理システムに係るシステム障害その他一切の不具合

加盟店管理システムにおいて保存されている情報に誤りがあったこと

加盟店管理システムにおいて保存されている情報の消去

6. BP 加盟店は、第 2 項のログインパスワードの変更や、失念等による再発行については、機構所定の手続に従うものとします。
7. 第 2 項のログインパスワードを入力して加盟店管理システムにログインした場合には、BP 加盟店によるログインとみなし、第三者による不正なログインであったとしても、それによる損害について、機構は一切の責任を負わないものとします。

第 16 条（BP 加盟店登録の任意抹消および BP 加盟店契約の終了等）

1. BP 直接加盟店、BP 金融機関加盟店または BP 任意組合は、1 カ月前の書面による予告により、BP 加盟店登録の抹消日を明示し、機構の定めるところにより BP 加盟店登録の抹消を機構に申請できるものとし、申請を受けた機構は BP 加盟店銀行にこれを通知するものとします。この申請がなされた場合、機構は、申請された登録抹消予定日を以て BP 加盟店登録を抹消するものとし、かかる登録抹消日を以て BP 加盟店契約は終了するものとします。
2. BP 加盟店登録の抹消を申請した BP 直接加盟店または BP 任意組合は、その BP 間接加盟店またはその BP 組合事業加盟店にこれを事前に通知するものとします。但し、BP 間接加盟店方式において BP 代表間接加盟店が存在する場合、BP 直接加盟店は、BP 間接加盟店契約等の定めるところにより、BP 代表間接加盟店を通じてその BP 間接加盟店に通知することもできます。
3. BP 直接加盟店または BP 任意組合は、BP 加盟店登録抹消日到来後直ちに、当該 BP 直接加盟店（BP 代表間接加盟店が存在する場合は当該 BP 加盟店ならびにその BP 代表間接加盟店および BP 直接加盟店）または BP 任意組合の負担と責任において、第 2 条第 9 項第 6 号、同条第 10 項第 6 号または同条第 11 項第 2 号に定める措置を講じるとともに、当該 BP 直接加盟店およびその BP 間接加盟

- (2) 事業内容が法令または公序良俗に反すると認められる場合
 - (3) 暴力団員等もしくは第 2 条第 1 3 項各号のいずれかに該当し、もしくは同条第 1 4 項各号のいずれかに該当する行為をし、または同条第 1 3 項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - (4) 一般人に著しい嫌悪感を与える程度にわいせつ性が高い商品の販売または役務の提供をしている場合
 - (5) 法令違反または犯罪行為を惹起させる可能性が高い商品の販売または役務の提供をしている場合
 - (6) 顧客からの苦情等により加盟店として不適当と判断された場合
 - (7) 顧客情報の漏えい、顧客情報の不適切な取扱い、顧客の預貯金口座からの二重引落または超過引落、不正な売買取引等の事故があった場合
 - (8) 本規約等に違反した場合
 - (9) 第 1 1 条に定める加盟店登録料の支払を怠った場合
 - (10) 支払の停止または破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算開始の申立があり、または信用状態が著しく悪化していると認められる場合
 - (11) 手形交換所の取引停止処分を受けた場合
 - (12) その他前各号に準ずる事実が発生した場合
2. 機構は、BP 加盟店登録抹消後直ちにこれを当該 BP 加盟店に通知するものとし、BP 加盟店登録申請書に記載された当該 BP 加盟店の住所宛に当該通知が通常到達すべき時を以て抹消されたものとし、
 3. BP 間接加盟店等において第 1 項各号のいずれかの事由(第 9 号の事由を除きます。)が発生しまたは発生したと推知される場合については次のとおりとします。
 - (1) 当該 BP 間接加盟店若しくは BP 代表間接加盟店と BP 間接加盟店契約を締結している BP 直接加盟店または当該 BP 組合事業加盟店と組合契約を締結し

ている BP 任意組合の代表者（以下「BP 直接加盟店等」といいます。）は、自らまたは機構からの連絡により当該場合を認知したとき、速やかに当該 BP 間接加盟店等に対する調査を実施しその結果を機構に書面で報告するものとします。

(2) 当該 BP 直接加盟店等は、当該間接加盟店等において第 1 項各号のいずれかの事由（第 9 号の事由を除きます。）があると判断したとき、速やかに当該間接加盟店等における Bank Pay 取引契約の取扱いを停止させるものとし、当該停止がなされたことを確認した後これを機構へ書面で報告するものとします。

4. 第 1 項各号の事由に該当した BP 加盟店は、これにより登録預貯金口座の名義人、BP 発行銀行または BP 加盟店銀行等に生じた損害を負担するものとします。同項各号の事由（第 9 号の事由を除きます。）に該当する BP 加盟店が BP 間接加盟店等であるときは、その BP 直接加盟店等（当該 BP 間接加盟店の BP 代表間接加盟店が存在する場合は当該 BP 代表間接加盟店を含みます。）は、これにより登録預貯金口座の名義人、BP 発行銀行または BP 加盟店銀行等に生じた損害を、当該 BP 加盟店と連帯して負担するものとします。

5. 前条第 3 項ないし第 6 項は本条の場合に準用します。

第 18 条（届出）

1. BP 加盟店は、機構が別に定める BP 加盟店の取扱いに関する規則に定められた事項を機構に届け出るものとし、届出事項に変更が生じる場合、機構所定の時期に、機構所定の届出用紙により手続を行うものとします。
2. BP 加盟店が前項の届出を怠った場合であって、機構から BP 加盟店への連絡が到達しないときは、当該連絡が通常到達すべき時に到達したものとみなします。

第 19 条（本規約の改定）

本規約は理事会の決議により改定され、機構は新規約を機構のホームページまたは機構所定の日刊新聞紙に掲載する等の方法により公示するものとし、新規約は公示に指定された時を以て効力を生ずるものとしします。

第 20 条（本規約に定めのない事項）

BP 加盟店は、本規約に定めのない事項については、機構が別に定める BP 加盟店の取扱いに関する規則等に従うものとしします。

第 21 条（紛争処理および免責）

1. BP 加盟店は、売買取引または Bank Pay 取引契約に関して生じた顧客との間の紛争を、自らの費用と責任において解決するものとし、当該紛争について、機構、BP 加盟店銀行、BP 発行銀行は一切の責任を負わないものとしします。
2. BP 加盟店が本規約を遵守しないことに起因して、当該 BP 加盟店と顧客または第三者との間に紛争が生じた場合、当該 BP 加盟店は、自らの費用と責任においてこれを解決するものとし、機構、BP 加盟店銀行、BP 発行銀行に対して一切の迷惑をかけないものとしします。
3. 本規約または Bank Pay 取引契約に関して BP 加盟店によるまたは BP 加盟店に対する訴訟の必要が生じた場合、BP 発行銀行を当事者とするものは同行の本店所在地を、機構を当事者とするものは東京地方裁判所を、BP 加盟店銀行を当事者とするものは BP 加盟店契約に定める地方裁判所を、それぞれ第一審の専属管轄裁判所としします。

第 22 条（適用除外）

本規約の規定は、機構所定の提携決済事業者の加盟店を BP 加盟店とみなしたうえで、顧客が当該 BP 加盟店と Bank Pay 取引契約を締結する場合には、適用されないものとしします。

附則

2019年6月5日新規制定

第1条（施行期日）

本規約は、2019年6月5日から施行します。

2019年8月7日改定

第1条（施行期日）

本規約は、2019年8月7日から施行します。

2020年2月5日改定

本規約は、2020年2月5日から施行します。

以上